

# 名古屋市公報

平成17年10月12日号

第627号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼 名古屋市総務局  
発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

## 規

## 則

- 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (教育・総務課) (第170号) 4
- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課) (第171号) 5

## 告

## 示

- ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙立候補者 (住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第531号) 14
- ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の無投票 (住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第532号) 15
- 町の区域の設定 (市経・住居表示課) (第533号) 16
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧について (環境・産業廃棄物指導課) (第534号) 19
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第535号) 22
- 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第536号) 24
- 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第537号) 25
- 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について (緑土・農政課) (第538号) 26
- 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第539号) 27
- 名古屋市清水山土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第540号) 28
- 名古屋市荒池北土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第541号) 29
- 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第542号) 30
- 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第543号) 31
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第544号) 32
- 大曾根北土地区画整理審議会委員選挙 (宅地について借地権を有する者が選挙する委員) の無投票 (住都・大曾根北都市整備事務所) (第545号) 33
- 大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について (住都・大曾根北都市整備事務所) (第546号) 34

---

公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 35
○ 公告 (名古屋市消費生活条例に基づく不適正な取引行為を行 った事業者の公表)	(市経・消費流通課) 38
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課) 39

---

雑 報	
○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課) 40

---

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 170 号）

- 1 内容

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第68号）中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立平針南小学校に係る部分の施行期日を平成17年10月11日と定めるものです。

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 171 号）

- 1 改正内容

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）等の改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3 条、第 4 条、第 9 条、第18条の 2 から第18条の 4 及び第24条から第26条関係）

(2) 建築基準法（昭和25年法律第 201 号）の改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条及び第14条関係）

(3) 建築基準法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行い、定期調査報告概要書等閲覧申請書の様式を定めます。（第31条及び別記第30号様式の 2 関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年10月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第170号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第68号）中別表小学校の表の改正規定のうち名古屋市立平針南小学校に係る部分の施行期日は、平成17年10月11日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月6日

名古屋市長 松原武久

名古屋市規則第171号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「第1条の3第17項」を「第1条の3第19項」に改め、同項第6号中「第86条の7」を「第86条の7第1項」に改め、同条第2項中「第1条の3第15項」を「第1条の3第17項」に改める。

第4条第1項中「第1条の3第9項及び第12項」を「第1条の3第11項及び第14項」に改め、同条第2項中「第1条の3第16項」を「第1条の3第18項」に改める。

第9条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第12条第1項の表の2項左欄中「第52条第9項若しくは第10項」を「第52条第10項若しくは第11項」に改め、「第9項第2号」の次に「、法第68条第2項第2号」を加え、「若しくは第4項」を「若しくは第5項」に改め、同表の4

項左欄中「第52条第13項」を「第52条第14項」に、「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に「、法第57条の4第1項ただし書」を、「第67条の2第3項第2号」の次に「、法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号」を加える。

第14条第1項の表の3項左欄中「法第68条の3第1項」を「法第68条第5項、法第68条の3第1項」に改め、同項右欄第2号中「申請に係る」の次に「景観地区又は」を加える。

第18条の2第1項中「第10条の4の3第1項第3号」を「第10条の4の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「第10条の4の3第1項第4号」を「第10条の4の4第1項第4号」に改める。

第18条の3第1項中「第10条の4の6第1項第2号」を「第10条の4の7第1項第2号」に改め、同条第2項中「第10条の4の6第1項第3号」を「第10条の4の7第1項第3号」に改める。

第18条の4中「第52条の2第4項」を「第57条の2第4項」に、「第52条の3第3項」を「第57条の3第3項」に改める。

第24条から第26条までの見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改める。

第31条第1項中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に、「建築計画概要書、築造計画概要書及び処分の概要書並びに次の各号」を「書類及び次に改め、同条第4項中「閲覧申請書（別記第30号様式）を提出」を「次に掲げる閲覧申請書により、閲覧の申請を」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 建築計画概要書、築造計画概要書、処分等の概要書、全体計画概要書及び確認申請書添付書類にあつては、建築計画概要書等閲覧申請書（第30号様式）
- (2) 定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書にあつては、定期調査報告概要書等閲覧申請書（第30号様式の2）

別記目次中「第30号様式 閲覧申請書」を「第30号様式 建築計画概要書等  
第30号様式の2 定期調査報告  
閲覧申請書  
概要書等閲覧申請書」に改める。

別記第1号様式中「氏 名」を「」を

「氏名<sup>㊟</sup>」に改め、同様式注を次のように改める。  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

注1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第6号様式表面中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>」に改める。  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

別記第12号様式表面中「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>」に改める。  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

別記第13号様式1面注を次のように改める。

注1 工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第14号様式及び第15号様式中「氏名<sup>㊟</sup>」

を「氏名<sup>㊟</sup>」に改め、同様式注を次のように改める。  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

注1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第16号様式表面中「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>」に改め、「備考 用紙の大きさは、  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

日本工業規格A4とする。」を「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4  
においては、押印を省略することができます。」に改める。  
する。

別記第18号様式中「申請者」を「届出者」に、「氏名

「氏名」を「氏名」に改め、同様式注を  
⑩ (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、同様式注を  
次のように改める。

注1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略する  
ことができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第19号様式表面中「氏名」を「氏名」を  
⑩ (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、「備考 用紙の大きさは、日本工  
業規格A4とする。」を「注 申請者の氏名の記載を自署で行う場合において  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
は、押印を省略することができます。」に改める。

別記第19号様式の2中「第52条の2第1項」を「第57条の2第1項」に、「  
申請者の住所及び氏名」を、「申請者の住所及び氏名  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」  
に改める。

別記第19号様式の3中「第52条の3第1項」を「第57条の3第1項」に、「  
申請者の住所及び氏名」を「申請者の住所及び氏名  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」  
に改める。

別記第20号様式及び第21号様式中「氏名」を「氏名」を  
⑩ (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、同様式注を次のように  
改める。

注1 申請者(代表者)の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を  
省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第22号様式中「申請者」を「届出者」に、「氏名」を「氏名」を  
⑩ (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、「備考 用紙  
の大きさは、日本工業規格A4とする。」を「注 届出者の氏名の記載を自署  
備考 用紙の大きさは、日本工

で行う場合においては、押印を省略することができます。業規格A4とする。」に改める。

別記第23号様式中「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第24号様式及び第26号様式中「申請者の住所及び氏名」を

「申請者の住所及び氏名<sup>㊟</sup>  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改める。

別記第27号様式及び第28号様式中「申請者」を「届出者」に、「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、同様式注中第2号を第

3号とし、第1号を第2号とし、同様式注に第1号として次の1号を加える。

1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第29号様式中「建築主」を「届出者」に、「氏名

㊟」を「氏名<sup>㊟</sup>  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に改め、同様式注を

次のように改める。

注1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第30号様式中「閲覧申請書」を「建築計画概要書等閲覧申請書」に、

「氏名<sup>㊟</sup>」を

「氏名<sup>㊟</sup>  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」に、

「建築計画概要書  
 「建築計画概要書 築造計画概要書  
 築造計画概要書 を 処分等の概要書 に、  
 処分の概要書 」 全体計画概要書  
 確認申請書添付書類」

確 認 番 号		を
---------	--	---

確 認 番 号 (認 定 番 号)		に
----------------------	--	---

改める。

別記第30号様式の次に次の1様式を加える。

定 期 調 査 報 告 概 要 書 等 閲 覧 申 請 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市建築基準法等施行細則第31条第4項の規定により、下記の建築物について  
 定期調査報告概要書  
 定期検査報告概要書(昇降機) の閲覧を申請します。  
 定期検査報告概要書(昇降機を除く。)

記

所有者氏名			
管理者氏名			
報告対象建築物	名称		
	所在地		
	用途		
※ 受付欄	※ 備 考		
※ 処理番号	第 号	※処理年月日	年 月 日

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

別記第31号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第32号様式表面注中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同様式表面注に第1号として次の1号を加える。

1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第36号様式注中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同様式注に第1号として次の1号を加える。

1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第37号様式注中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同様式注に第1号として次の1号を加える。

1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記38号様式中「(建築主)住所  
氏名」

を「(建築主)住所  
氏名」に改める。  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)」

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以

下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 531号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙立候補者

平成17年10月 9日に執行する名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりです。

平成17年10月 3日

名古屋市長 松 原 武 久

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏 名 (法人にあってはその名称)	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
伊藤 郷司	名古屋市千種区山添町 2丁目16番地
独立行政法人国際協力機構	東京都渋谷区代々木二丁目 1番 1号
株式会社サント	名古屋市中川区運河町 3番 3号
杉戸 治郎	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 808番地
鈴與株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番 1号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地 1
日本郵政公社	東京都千代田区霞が関一丁目 3番 2号
脇田運輸倉庫株式会社	名古屋市中村区名駅南一丁目28番21号

名古屋市住宅都市局都市再生推進部  
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 532号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の無投票

平成17年10月 9日に執行する名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成17年10月 3日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局都市再生推進部  
ささしまライブ24総合整備事務所

## 名古屋市告示第533号

### 町の区域の設定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市守山区の別図第1の区域において、平成17年11月14日から、次のとおり町の区域の設定をする旨、名古屋市長から届出がありましたので、同条第2項及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により告示します。

平成17年10月3日

名古屋市長 松原武久

### 区域を設定する町の名称及びその区域

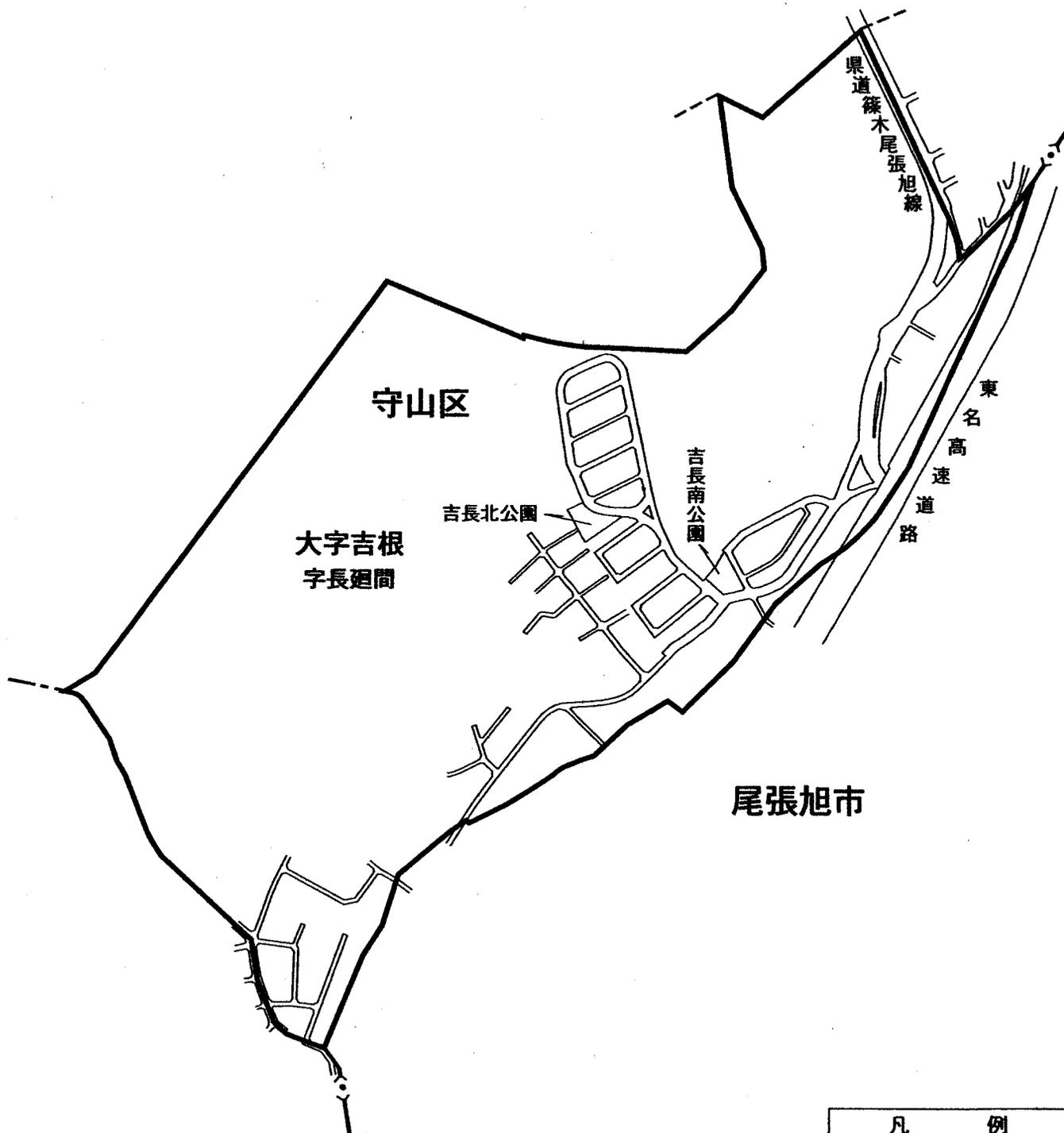
#### 1 名称

おおもりきたいつちようめ おおもりきたにちようめ  
大森北一丁目及び大森北二丁目

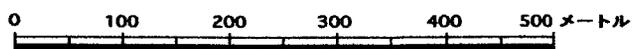
#### 2 区域

別図第2のとおり

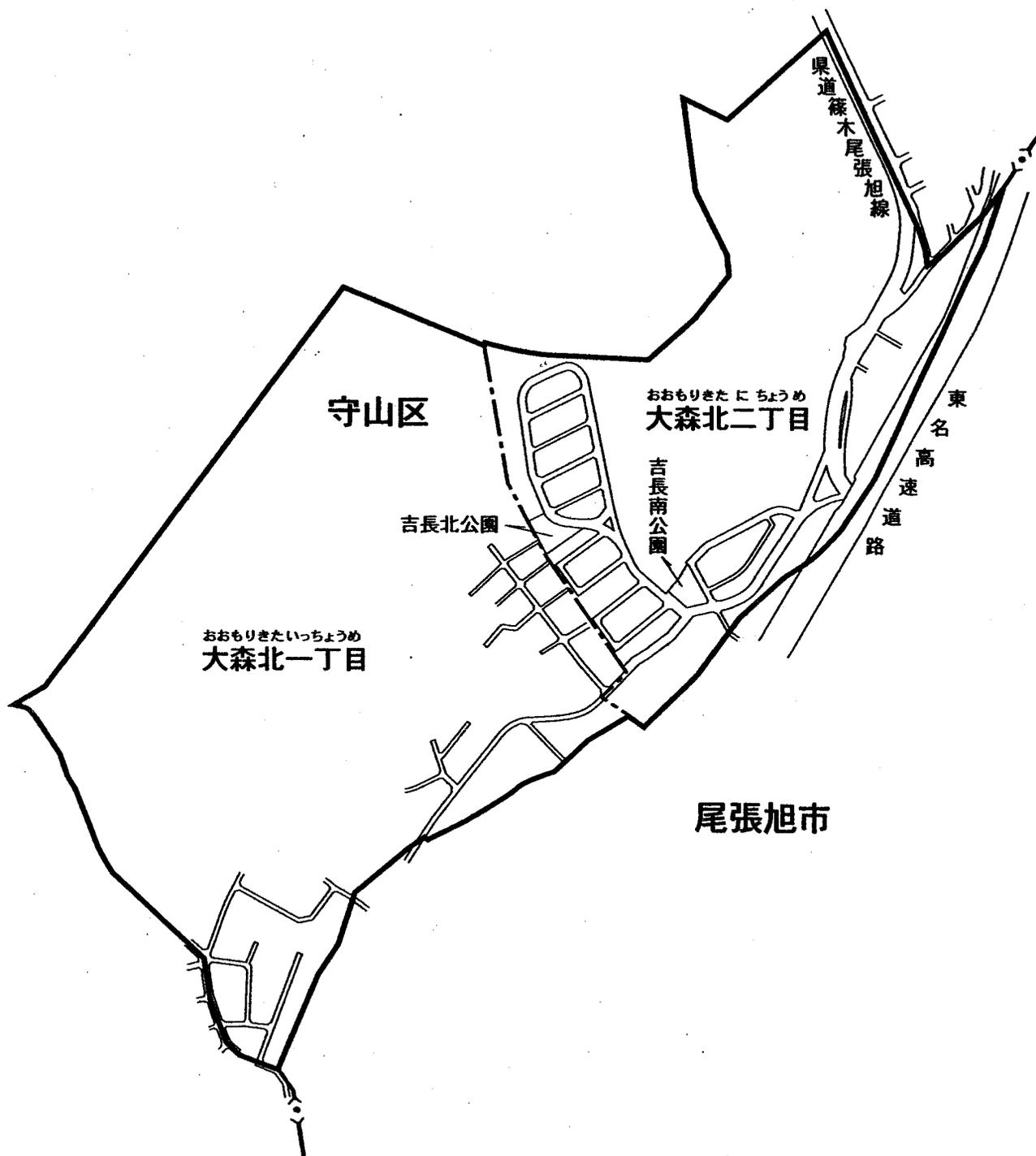
名古屋市市民経済局地域振興部住居表示課



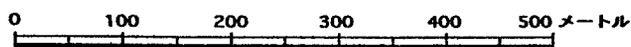
1:7,000



凡 例	
実施区域	———
市 界	—(・)—
町 界	-----
字 界	-----
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字



1:7,000



凡 例	
実施区域	——
市 界	—(•)—
町 界	----
区、町名	太 字
施設名称	細 字

名古屋市告示第 534号

一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦  
覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 8条第 1項の規定に基づき、次のように一般廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第 4項の規定により、設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、名古屋市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（意見とともに氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載したもの）を提出することができます。

平成17年10月 4日

名古屋市長 松 原 武 久

1 申請者

名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号

株式会社鳴海クリーンシステム 代表取締役 福崎 秀毅

2 施設の設置場所

名古屋市緑区鳴海町字天白90番地他（52番 2外17筆）

3 施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

4 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、破碎ごみ、焼却灰

5 申請年月日

平成17年 9月 9日

6 縦覧場所並びに縦覧期間及び時間

(1) 縦覧場所

名古屋市南区前浜通 3丁目10番地

南区役所

( 1階 情報コーナー)

名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

( 1階 情報コーナー)

名古屋市天白区島田二丁目 201番地

天白区役所

( 1階 情報コーナー)

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課

(名古屋市役所本庁舎 4階)

(2) 縦覧期間及び時間

平成17年10月 4日 (火) から平成17年11月 4日 (金) まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号) に規定する休日を除く。

午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

7 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成17年10月 4日 (火) から平成17年11月18日 (金) まで

(2) 提出先

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課

(名古屋市役所本庁舎 4階)

名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課

名古屋市告示第 535号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年10月 4日

名古屋市長 松 原 武 久

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成17年 3月28日 16指令住開指第 251号	名古屋市北区楠二丁 目 303番	愛知県一宮市本町一丁目 5番 6号 株式会社大成不動産 代表取締役 小島銑太郎
平成17年 1月 6日 16指令住開指第 201号	名古屋市天白区土原 四丁目 187番、 188番、 189番及び 191番	名古屋市天白区菅田二丁 目 406番地 稲熊武市
平成16年11月19日 16指令住開指第 156号	名古屋市瑞穂区丸根 町 1丁目62番 1、63 番、66番 1	愛知県稲沢市高御堂一丁 目 3番18号 東新住建株式会社 代表取締役 深川堅治

<p>平成17年 2月15日 16指令住開指第 218号 (変更) 平成17年 9月 6日 16指令住開指第 218号の 3</p>	<p>名古屋市緑区鳴海町 字笹塚13番 1、外 3 筆、22番46の一部</p>	<p>名古屋市守山区新守町35 番地 2 仲代建設株式会社 代表取締役 徳永和人</p>
--	--	--

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第536号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、極楽大針地区建築協定区域隣接地の区域内の次表左欄の土地は、同表右欄の日から新たに同建築協定の協定区域となりましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年10月4日

名古屋市長 松原武久

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区大針一丁目247番	平成17年9月1日
名古屋市名東区大針一丁目255番	平成17年8月25日
名古屋市名東区大針一丁目292番	平成17年8月23日
名古屋市名東区大針一丁目301番	平成17年9月1日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第537号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、穂波町建築協定区域隣接地の区域内の次表左欄の土地は、同表右欄の日から新たに同建築協定の協定区域となりましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年10月4日

名古屋市長 松原武久

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市千種区穂波町3丁目55番	平成17年8月20日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 538号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）  
第4条の2第1項の規定により、東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成17年10月 4日

名古屋市長 松原武久

使用料を納付しなければならない期間

平成17年10月 8日（土曜日）から平成17年10月10日（月曜日）まで

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 539 号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成17年10月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称  
名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 185
- 3 設立認可の年月日  
平成 7 年 8 月 7 日
- 4 変更認可の年月日  
平成17年10月 5 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 540 号

名古屋市清水山土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成17年10月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称  
名古屋市清水山土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字切戸山14番第44番地
- 3 設立認可の年月日  
平成元年10月14日
- 4 変更認可の年月日  
平成17年10月 5 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 541 号

名古屋市荒池北土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成17年10月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称  
名古屋市荒池北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市天白区荒池一丁目 435 番地
- 3 設立認可の年月日  
平成 2 年 1 月17日
- 4 変更の内容  
事業施行期間を平成21年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日  
平成17年10月 5 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 542 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次の建築協定を認可しました。

なお、その建築協定書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成17年10月7日

名古屋市長 松原武久

- 1 建築協定の名称  
みどりヶ丘東地域建築協定
  
- 2 建築協定区域  
名古屋市緑区ほら貝二丁目 381 番 外

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 543 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次の建築協定を認可しました。

なお、その建築協定書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成17年10月7日

名古屋市長 松原武久

- 1 建築協定の名称  
丸屋町4丁目建築協定
  
- 2 建築協定区域  
名古屋市昭和区丸屋町4丁目17番1 外

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 544号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年10月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 許可年月日及び許可番号

平成17年 4月 6日 17指令住開指第 7号  
（変更）

平成17年 9月 6日 17指令住開指第 7号の 2

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番 645

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内一丁目17番 2号

株式会社 玉善

代表取締役 玉野善教

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 545号

大曾根北土地区画整理審議会委員選挙（宅地について借地権を有する者が選挙する委員）の無投票

平成17年10月30日に執行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙のうち、宅地について借地権を有する者が選挙する委員の選挙につきましては、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成17年10月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北都市整備事務所

名古屋市告示第 546号

大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について

平成17年10月30日に執行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

平成17年10月 7日

名古屋市長 松原武久

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏名（法人にあってはその名称）	住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）
水野喜章	名古屋市北区山田町 4丁目76番地
塚本晶彦	名古屋市北区山田西町 3丁目 132番地
中村民雄	名古屋市北区山田町 4丁目36番地
堀田三郎	名古屋市北区上飯田東町 4丁目35番地の 2
大脇祐市	春日井市神明町40番地
河合義郎	名古屋市北区山田町 4丁目72番地
渡邊泰彬	名古屋市北区大曾根四丁目18番40号
曾我ガラス株式会社	名古屋市北区矢田町 1丁目 3番地

2 宅地について借地権を有する者の中から選挙される委員に立候補した者

氏名	住所
林守光	名古屋市北区山田町 4丁目47番地の 3

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北都市整備事務所

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
有松駅前第1種市街地再開発事業商業施設  
名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	名 称	代表者の 氏 名	住 所
変 更 前	イオン(株)	代表取締役 岡田 元也	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
変 更 後	イオン(株)	代表取締役 岡田 元也	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
	(株)マリア・マリアコーポレーション	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区光町一丁目10番19号
	リフォームスタジオ(株)	代表取締役 西村 正克	東京都中央区日本橋小網町19番地 7
	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中区栄三丁目 4番21号
	(株)カワシマゴールド	代表取締役 横田 光夫	静岡県浜松市西丘町276番地 5
	(有)アート	代表取締役 加藤 秀成	名古屋市天白区植田山五丁目2125番
	(株)ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市東新井37番地 1
	(株)エービーシーマー ト	代表取締役 三木 正浩	東京都渋谷区神南一丁目20番 9号

(株)エーアイ	代表取締役 山田 和昌	岐阜県多治見市旭ヶ丘 9丁目 3番地23
イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪市西区南堀江一丁目 4番19号
(株)オンワード樫山	代表取締役 上村 茂	東京都中央区日本橋三丁目10番 5号
トリンプインターナショナルジャパン(株)	代表取締役 吉越 浩一郎	東京都大田区平和島六丁目 1番 1号
(株)ほていや	代表取締役 猪飼 忍	名古屋市東区泉二丁目21番25号
(株)オースリー	代表取締役 衣笠 敦夫	埼玉県和光市白子三丁目15番 5号
(株)生活考房	代表取締役 岩谷 温	名古屋市昭和区吹上町 2丁目 9番 2
アイリスプラザ(株)	代表取締役 大山 健太郎	仙台市青葉区北目町 1番地13
(株)名古屋中村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中区富士見町13番19
(株)プラスハート	代表取締役 松尾 正司	大阪府中央区北浜一丁目 9番 9号
(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕 2丁目38番地
あずみ(株)	代表取締役 原岡 稔	名古屋市中区錦三丁目20番27号
(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央区港島中町 6丁目 8番地 1
(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地 1
(株)ティーアンドエー	代表取締役 赤井 章浩	愛知県常滑市本町三丁目87番
中日印章印刷(株)	代表取締役 林 克己	名古屋市中区金山三丁目 2番17号
(株)ブックバーン	代表取締役 柿内 宏一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1
(株)タカキュー	代表取締役 白井 一秀	東京都板橋区板橋三丁目 9番 7号

(株)エイデン	代表取締役 岡嶋 昇一	名古屋市中村区名駅四丁目22番21号
(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町四丁目 1番16号
(株)ウェイヴ	代表取締役 望月 威志	東京都豊島区南池袋一丁目28番 2号
愛眼(株)	代表取締役 佐々 栄治	大阪市天王寺区大道四丁目 9番12号

3 変更の日

平成17年 3月19日

4 変更した理由

小売業者が確定したため。

5 届出の日

平成17年 4月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年10月 6日から平成18年 2月 6日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日、同月30日及び 1月 3日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成18年 2月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

## 公 告

名古屋市消費生活条例（昭和51年名古屋市条例第43号）第16条の4の規定に基づき、次のように不適正な取引行為を行った事業者の名称及び所在地を公表します。

平成17年10月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

### 1 事業者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
財務局認可法人国民財務管理事務局	東京都千代田区神田錦町 2丁目 7番地10号
財団法人東京管理事務局	東京都新宿区四谷 1- 8-10
株式会社アールエム	東京都新宿区高田馬場 2- 8- 4 タナベビル 7F
ときわ中央法律事務所	東京都港区虎ノ門 5- 1-15 三興ビル 3・4・ 5F
関東弁護士連合会大和法律事務所	東京都目黒区青葉台 3-17- 5 三井ビル 2F
株式会社オールワン	東京都台東区蔵前 4-37- 5 朝井ビル 3F
株式会社アークサポート	東京都文京区水道 1- 6- 8 第一ビル 5F
財務省管轄支局民事訴訟管理事務局	東京都千代田区神田錦町 2丁目 7番地10号
株式会社シーアイサポート	東京都文京区音羽 1-26-15 AMビル 3F
大田法律事務所	東京都大田区南馬込 4-33-15 清水ビル 7F
かまた法律事務所	東京都大田区蒲田 5-38- 3 矢口ビル 2F
法務局管理センター	東京都文京区湯島 4- 4- 1
株式会社ライネックス	東京都港区高輪 1-26-13 クレアビル 2F
法務局認定法人民事訴訟通達管理局	東京都千代田区平河町 1丁目 9番地 7号
民事訴訟通達管理事務局	東京都渋谷区恵比寿西 1- 8- 8
株式会社フォレスト	東京都港区六本木 3- 3- 7 トラストビル 3F

### 2 公表の理由

上記 1の事業者が行う架空請求により消費者に被害が生じ、今後も相当多数の消費者に被害が生じるおそれがあり、当該架空請求による被害の発生又は拡大を防止するために、緊急の必要があると認められるため。

名古屋市市民経済局生活流通部消費流通課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成17年10月7日

名古屋市長 松原武久

1 認定対象区域

名古屋市名東区つつじが丘201番、301番及び302番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 教育委員会の人事異動

後藤澄江委員は、平成17年10月1日委員に再任された。

後藤澄江委員長は、平成17年9月30日委員長の職を退任した。

青木一委員長は、平成17年10月1日選任された。

川村洋司、松尾隆徳両委員は、平成17年10月1日委員長の職務を代理する者として指定された。